

企画提案募集要項

1 募集概要

- (1) 業務件名
木材利用促進月間における普及啓発等の企画運営等に係る業務
- (2) 履行期間
契約締結日から令和6年3月22日（金）まで
- (3) 業務内容
別紙「仕様書（企画提案募集用）」のとおり
- (4) 委託金額の上限額
金5,500千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

2 応募資格要件

次に掲げる条件を全て満たしていること。

- (1) 本市の競争入札参加有資格者（本市の競争入札参加有資格者でない場合であっても、京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項各号に掲げる資格を有する者である場合は、当該プロポーザル等においては競争入札参加有資格者とみなす。）であること。
- (2) 京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく、競争入札参加停止処分を受けていないこと。
- (3) 代表者、役員又はその使用人が刑法第96条の6又は第198条に違反する容疑があったとして逮捕もしくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者でないこと。
- (4) 代表者が成年被後見人、被保佐人又は破産者でないこと。
- (5) 法令の規定により、営業について免許、許可又は登録等を要する場合にあっては、当該免許、許可又は登録等を受けて当該営業を営んでいること。
- (6) 国税及び地方税並びに水道料金及び下水道使用料を滞納していないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (8) 団体又はその代表者が指定暴力団の構成員でないことのほか、受託者としてふさわしくない者でないこと。
- (9) 本事業の趣旨を十分に理解したうえで委託業務を実施できること。

3 応募手続・問合せ等

(1) 提出書類

本募集要項、仕様書（企画提案募集用）、受託候補者選定審査基準等を熟読のうえ、以下の書類を提出すること。

- ア 応募申請書（様式1） 正1部
- イ 応募者の概要・体制がわかる資料（任意様式） 正1部・副6部
- ウ 類似業務受託実績一覧（様式2） 正1部・副6部

エ 企画提案書（任意様式） 正１部・副６部

※業務スケジュールを含めて記載すること。

提案項目	提案を求める内容
市内産木材の利用に関する市民向け普及啓発	・ 事業者等が実施する森林や木材利用に関する取組の募集方針（幅広い事業者等の出展を得るための取組等） ・ 取組の情報をとりまとめたリーフレットの作成、配布方針 ・ 京都市役所前広場（予定）での市内産木材の普及啓発事業の実施方針（参加者を増やすための取組、森林や木材利用の啓発内容等） ・ インセンティブの実施方針
「京都のステキな木の空間」	・ パネルの作成方針 ・ パネル展示会の実施方針（市民が参加しやすい開催場所、関心を持たれる展示方法等） ・ 事例集の作成方針（木材の魅力を伝える紙面構成等） ・ 見学会の実施方針（会場、実施内容等）

オ 見積書（任意様式） 正１部・副６部

本業務の総費用（消費税及び地方消費税対象額を含む）の見積金額を記載すること。また、併せて見積内訳書（任意様式）を添付すること。

カ 誓約書（様式３）、登記簿謄本（履歴事項全部証明書）、印鑑証明書、納税証明書、調査同意書（水道料金・下水道使用料）、使用印鑑届又は委任状兼使用印鑑届

各 正１部

※京都市競争入札参加有資格者名簿未登録者のみ提出すること。

(2) スケジュール

- ア 応募申請書等受付開始 令和５年６月１４日（水）午後１時から
- イ 質問書の提出期限 令和５年６月２１日（水）午後５時まで
※質問できる者は、「２応募資格要件」を満たしている者とする。
- ウ 質問書への回答 令和５年６月２３日（金）予定
※質問の回答は、京都市情報館にて回答する。
- エ 応募申請書等提出期限 令和５年６月２８日（水）午後５時まで
※必要に応じて企画内容に関するプレゼンテーションを求めることがある。
- オ 審査結果通知 令和５年６月３０日（金）以降

(3) 応募受付・問い合わせ先

京都市産業観光局農林振興室林業振興課（担当：井川、柴田）

〒６０４－８５７１

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町４８８番地

TEL：075-222-3346 FAX：075-221-1253

E-mail：ringyosinko-m@city.kyoto.lg.jp

※ 提出方法は、郵送又は持参とする。ただし、郵送の場合は必着、持参の場合は提出期限の日の午後5時までとする。

※ 質問は、原則 E-mail 又は FAX にて行うこととする。

(4) その他

本プロポーザルの参加に伴う提案書作成等の経費については、応募者負担とする。また、提出された提案書類は、応募者に返却しない。

4 審査基準及び審査方法

(1) 審査基準

別紙「受託候補者選定審査基準」のとおり

(2) 審査方法

京都市産業観光局内に設置する「木材利用促進月間における普及啓発等の企画運営等に係る業務受託候補者選定委員会」において書類審査を実施し、最も高い評価点を得た応募者を受託候補者として選定する。

ただし、評価点の合計が60点を満たし、かつ、別紙「受託候補者選定審査基準」の別表「評価項目及び配点」の「体制」の評価項目において評価点が10点を満たす応募者がいない場合は、受託候補者を選定しないことがある。

なお、応募者が1者のみであっても、プロポーザルが成立することとし、審査及び選定を行う。

(3) 審査結果

結果については、令和5年6月30日（金）以降に応募者全員に文書により通知し、応募者、評価点及び受託候補者を選定した理由がわかる情報を公表する。また、審査結果についての異議申立は受け付けない。

5 契約に関する基本事項

(1) 契約条件

受託候補者の提案内容を基に、次のア～エのとおりとする。

ア 委託金額の上限額

金5,500千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

イ 契約期間

契約締結日から令和6年3月22日（金）まで

ウ 業務内容

別紙「仕様書（企画提案募集用）」を基に、提案内容を踏まえて、受託候補者と協議のうえ決定する。

エ 特約事項

- 企画提案内容の実現に係る追加費用や別途費用は、全て受託候補者の負担で行うこととする。

- ・ 受託者は、本業務の実施により知り得た情報を本業務の目的以外のために利用し、又は第三者に漏洩してはならない。
- ・ 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約までの手続

受託候補者と契約交渉のうえ、京都市が契約書を作成し、受託候補者と契約する。ただし、受託候補者と契約条件について合意に達しなかった時は、受託候補者に次いで評価点の高かった応募者を受託候補者として契約交渉を行うものとする。

仕様書（企画提案募集用）**1 業務件名**

木材利用促進月間における普及啓発等の企画運営等に係る業務

2 業務の履行期間

契約締結日から令和6年3月22日（金）まで

3 業務の目的及び概要

本市では、2050年のカーボンニュートラルやSDGsの達成及び森林資源の適切な循環利用の実現に向け、市内産木材の利用によるウッド・チェンジを推進している。

本業務は、市内産木材の利用に対する市民等の理解を促進し、消費を喚起するため、木材利用促進月間に市民向けの普及啓発を実施するとともに、市内の木造建築物等の情報発信を行う「京都のステキな木の空間」を実施するものである。

4 委託内容**(1) 市内産木材の利用に関する市民向け普及啓発の企画運営**

森林や木材利用に関わる幅広い事業者と連携して、市民が森林や木材に対する理解を深める機会を創出するため、事業者等が実施する森林や木材利用に関する取組を募集し発信するとともに、事業者等が出展する普及啓発事業を実施する。

ア 森林や木材利用に関する取組の広告・情報発信

事業者等が実施する森林や木材利用に関する取組を募集する。取組の情報をとりまとめたリーフレットを作成し配布する。

- ・ リーフレットの規格：A3カラー刷り、2つ折り、紙質110kg
- ・ 発行部数：6,000部
- ・ 配布先：参加事業者の事業所、市内公共施設、地下鉄駅等
- ・ 配布開始時期：令和5年9月上旬

イ 市内産木材の普及啓発事業の実施

京都市役所前広場（予定）において、森林や木材利用に関わる事業者等が出展し、参加者が市内産木材に触れ、森林資源の循環利用に対する関心及び理解を深める機会を提供する事業を実施する。

事業会場の設営に必要な資材の調達、運営に必要な届出等の諸手続、事業会場の設営や撤収、会場運営、新型コロナウイルス感染症完成予防対策の実施等は業務に含む。

- ・ 実施時期：令和5年10月頃
- ・ 出展事業者数：10者以上

ウ 取組への参加を促すインセンティブの実施

多くの取組に市民等の参加を誘発するインセンティブを企画し実施する。

(2) 「京都のステキな木の空間」の企画運営

建築物等における木材利用を喚起するため、パネル展や事例集により木造・木質化の模範となる建築物等の事例を広く発信するとともに、建築物等の見学会を実施する。

ア パネル展の企画運営

本市が募集した木造・木質化された建築物等の事例を紹介するパネルを作成するとともに、市民が訪問しやすい会場でパネルの展示会を実施する。展示会では事例に対する感想を募集する。

展示会場の設営に必要な資材の調達、運営に必要な届出等の諸手続、事業会場の設営や撤収等は業務に含む。

- ・ パネルの規格：枠付き、A 1、片面カラー、9 枚程度
- ・ 展示会の開催場所：市内 3 箇所程度
- ・ 展示会の開催時期：令和 5 年 1 0 月頃（1 箇所当たり 1 週間程度）

(1)イの普及啓発事業と連動させ効果的に実施すること。

イ 事例集の作成

本市が募集した木造・木質化された建築物等の事例をとりまとめ、木材利用の魅力が的確に伝わるように編集した事例集を作成する。

掲載する事例は令和 4 年度の事例（2 7 件）に加え、令和 5 年度に新たに選定した事例とする。事例集は冊子版に加えて、デジタルブックの作成に使用できるデジタルデータも作成する。

- ・ 事例集冊子版の規格：A 4、オールカラー、2 4 ページ程度、3 0 0 部
（紙質：コート紙 9 0 kg 程度、表紙はコート紙 1 1 0 kg 程度）

ウ 選定証の制作

「京都のステキな木の空間」を証する選定証等を企画、制作する。

- ・ 選定証の規格：木製（みやこ杉木を使用）
- ・ 製作個数：1 5 個程度（事例の応募状況に応じて変動する可能性がある）

エ 見学会の実施

事例集に掲載した建築物等において、木造・木質化された建築物等への理解を深めるための見学会を実施する。参加者の移動手段等の確保が必要な場合は、業務に含む。

- ・ 開催時期：令和 5 年 1 0 月頃
- ・ 開催箇所：2 箇所以上

(3) 事業成果の検証

上記の(1)、(2)の取組について成果の検証を行う。検証に当たっては、本市と協議のうえ、複数の指標を設定すること。

5 成果品

- (1) 業務完了届
- (2) 業務報告書及び関係書類一式（電子データを含む）

- (3) その他本業務で作成した印刷物等 一式
- (4) (1)～(3)のほか、本市が指示するもの

6 留意事項

- (1) 本市担当職員との連絡を密に取りながら業務に当たること。
- (2) 業務の進捗に当たっては、本市担当職員と協議し、その指示に従うこと。
- (3) 業務の進捗に当たっては、必要に応じて、「令和5年度市内産木材の普及啓発（ウェブサイトを活用した情報発信）業務」、「令和5年度市内産木材普及促進事業（うち、京都市木材地産表示制度の運用・供給体制の強化）」の受託者並びに京都府との連携に協力すること。
- (4) 本業務の実施により得られた成果は、本市に帰属する。
- (5) 本業務の実施による広報物等の著作権や使用权は、本業務の実施前から著作権や使用权等を持つものを除き、本市に帰属する。なお、受託者は著作者人格権を主張しないものとする。
- (6) 業務遂行に当たり知り得た個人情報、個人情報保護法及び京都市個人情報保護条例に則り、適切に管理すること。
- (7) 受託者は、業務の全部を第三者に委託してはならない。
- (8) 受託者は、業務の一部を再委託するときは、あらかじめ本市の承認を得なければならない。
- (9) 本市は(8)の承認をするときは、条件を付することができる。
- (10) 本仕様書に記載のない事項又は仕様書に疑義が生じた時は、本市担当職員と協議し、その決定に従うものとする。
- (11) 本事業に必要な物品の購入や発注等を行う際は、市内中小企業の活用に最大限の工夫と努力を行うこと。
- (12) 新型コロナウイルス感染症の影響等により、必要があると認めるときは、委託業務内容の変更等を行う可能性がある点、あらかじめ留意すること。その場合、本市と協議のうえ、変更契約等の手続を行う。
- (13) 本市から提供した文章及び写真等を無断で第三者に提供すること及び他の目的に利用することを禁止する。